【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】　一件大槌 130

事業番号　◆D-23-12-1
事業名　　浪板海岸砂浜再生事業　浪板地区海岸

事業費　総額 11.2 億円（国費 8.9 億円）
（内訳:工事費 11.0 億円、委託費 0.2 億円）

事業期間　令和元年度～令和３年度

事業目的

大槌町浪板地区（浪板海岸）は、海水浴やサーフィンを目的に多くの観光客が訪れるなど、大槌町の観光を支える基盤として重要な存在であったが、東日本大震災津波により砂浜が消失してしまい、現状のままでは早期の自然回復は見込めない状況となっている。本事業は、消失した砂浜約 800mのうち、主に海水浴場として利用されていた区間を中心として砂浜を再生することにより、観光交流・にぎわいの場を形成するものである。

事業地区

大槌町 浪板地区　　※別紙の図面・写真を参照

事業結果〔整備概要〕

○　砂浜再生：整備延長 500m（養浜工 360m、砂止工 140m）、砂浜幅 25m
○　工事完了：令和３年９月

事業の実績に関する評価

①　事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

○　今回、砂浜再生を行うことにより、背後の大型宿泊施設や商店、コミュニティー施設と一体となった観光交流・にぎわいの場を創出することができた。
○　令和４年７月に海開き（海水浴場設置）をし、県内有数の海水浴場として多くの利用者が見込まれている。

参考値：被災前年間利用者数、約 2.7 万人（平成 18～20 年の平均）

［評価］

上記のとおり、本事業によって砂浜の再生が図られ、背後の施設と一体となった観光交流・にぎわいの場が浪板地区に創出されたことから、本事業は事業目的に即した効果を発揮していると判断する。

②　コストに関する調査・分析・評価

○　岩手県会計規則等に基づき契約手続きを行っており、事業費積算においては漁港漁場関係工事積算基準等の算定根拠を用いている。
○　養浜断面の下層部に、遠隔地から運搬する必要がある土砂ではなく近傍で調達可能な石材を用いることにより、コスト縮減に努めている。

［評価］

上記のとおり、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であり、費用面でより有利な石材の利用等、コスト縮減に努めていることから、本事業に要した経費は妥当と判断する。

③　事業手法に関する調査・分析・評価

事業内容	想定事業期間	実際の事業期間
養浜工･水質調査	令和元年度～令和２年度	令和元年度～令和３年度

○　地元漁業者との調整により、アワビ等の漁期中の工事を休止したことから事業期間を延伸したが、養浜砂の運搬車両や運搬船を増やすこと等により、大槌町が予定している令和４年度の海開き（海水浴場設置）前に完成することができた。

［評価］

上記のとおり、地元漁業者が行うアワビ漁等との兼ね合いにより、事業期間が延伸したものであるが、延伸後、作業効率を上げるための見直し等に努めており、やむを得ないものと考えられることから、本事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

岩手県 農林水産部 漁港漁村課　電話番号：019-629-5829

別紙

◆D-23-12-1　浪板海岸砂浜再生事業

＜ 位置図 ＞

＜ 平面図 ＞

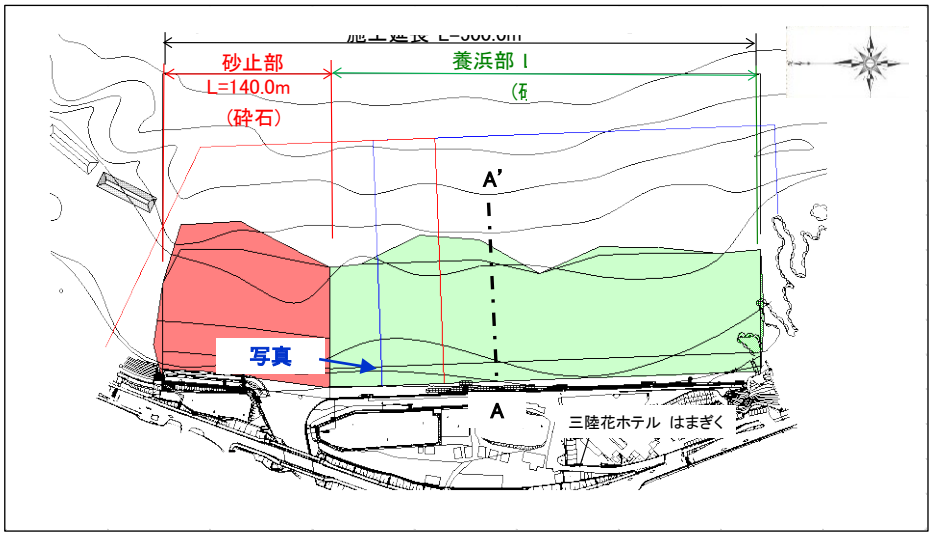

＜ 整備前後の状況写真 ＞